

被災地再生創業支援事業に関する Q&A

平成 25 年 7 月 3 日作成

平成 26 年 5 月 9 日改定

平成 27 年 5 月 11 日改定

1 対象区域について

Q1-1 助成対象を宮城県沿岸 15 市町に限定するのは、どのような理由ですか。

A1-1 東日本大震災による被害は広域ですが、特に本県沿岸部については、津波浸水により被害が甚大で、事業所数が大きく減少するなど経済的基盤の喪失が大きいためです。

Q1-2 申請するときに宮城県沿岸 15 市町に居住していることが必要ですか。他地域からの転入でもよいのですか。

A1-2 申請者の住所に制限はありません。創業する会社の本社・本店及び個人事業の所在地が、宮城県沿岸 15 市町であることが条件となります。

2 創業要件について

Q2-1 他地域で事業を行っていた企業が対象地域内に支店を設置する場合は、創業に該当しますか。

A2-1 会社の本社・本店が既に他地域にあり、支店を設置することは事業の拡大となるため、創業には該当しません。

Q2-2 震災後しばらく休業していて、最近、事業を再開した場合は、創業に該当しますか。

A2-2 休業後の再開は、創業には該当しません。ただし、休業前の創業開始時期が助成金の交付申請以前 3 年以内であれば創業に該当します。

Q2-3 他地域で既に創業している事業者が、新たに対象地域内で新しい法人を設立し、新しい事業を行う場合は創業に該当しますか。

A2-3 新たな法人であれば、創業に該当します。

Q2-4 助成金の交付申請後 6 ヶ月以内に創業を開始することが要件となっていますが、個人事業者が開業したことをどのような方法で確認するのですか。

A2-4 現地調査により実際に業務を開始したかどうかを確認するとともに、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」で受付印の代用可）の提出が必要です。

Q2-5 個人事業主として行っていた事業を、新たに法人を設立して事業を行う場合は、対象になりますか。

A2-5 創業に該当します。

Q2-6 他地域で既に創業している個人事業者が、対象地域内で個人の新しい事業所を設置して事業を行う場合は創業に該当しますか。

A2-6 他地域で既に創業している場合は、事業の拡大となるため、創業に該当しません。

3 対象業種について

Q3-1 対象業種は農林水産業でも認められますか。

A3-1 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の定義を満たしている場合は、応募は可能です。

Q3-2 対象業種は問わないのですか。風俗営業法に関連する事業に制限はありますか。

A3-2 公序良俗に反するおそれのある業種は、対象となりません。対象としていない業種は、風俗営業法第2条に規定する風俗営業等を指します。

4 助成対象者について

Q4-1 農業生産法人を設置する場合は、対象になりますか。

A4-1 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の定義を満たしている場合には、対象となります。

Q4-2 他の補助金・助成金を受けていると助成は受けられないのですか。

A4-2 他の補助金・助成金を受けている場合、また、受けようとしている場合、補助等の対象としている内容と重複しなければ対象になります。

ただし、その場合には、他の補助金・助成金の交付条件等を確認した上での交付となります。

他の補助金・助成金制度で定められている条件等を満たさなければ、その補助金・助成金が受けられなくなる恐れがありますので注意してください。

Q4-3 創業補助金の併用については可能ですか。

A4-3 国の創業補助金制度においては、「対象事業期間内に、同一の事業計画で他の補助金・助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象外になる。」とされています。当助成金においても同様の取り扱いとし、同一の事業計画であれば、どちらか一方のみの交付となります。

Q4-4 大企業の資本が入っている会社（いわゆる「みなし大企業」）を創業する場合は対象になりますか。

A4-4 対象となります。

Q4-5 一般社団法人、NPO法人は対象になりますか。

A4-5 今回の助成は、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の方々を対象としたものになっていることから、一般社団法人、NPO法人は対象外となります。

他にも、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループ等は対象となりません。

Q4-6 サラリーマンをしながら副業的に営んでいた事業があるが、その後、サラリーマンを辞めてその事業に専念しているが、対象になりますか。

A4-6 サラリーマンを辞めて個人事業主として開業した時期が、助成金の交付申請以前3年以内であることを税務署に提出した開業届で確認できれば対象となります。

Q4-7 農業関係で補助金を受給し、一部自己資金を拠出して実施している事業がありますが、この自己資金の分は、助成金の対象になりますか。

A4-7 助成の対象が他の補助金等と内容的に同じものであれば、対象になりません。

既に受けている、もしくは受けようとしている補助金の内容がどのようなものか、確認する必要があります。また、その補助金を受けるにあたっての条件も確認する必要があります。

Q4-8 個人事業主として、以前から飲食店を営んでいます。新たに別の事業を、対象地域で始める予定です。助成の対象になりますか。

A4-8 同じ事業主であれば、事業の拡大となるため、創業には該当しません。

Q4-9 震災で廃業した個人事業主が再度事業を行う場合は、対象になりますか。

A4-9 廃業時に税務署に廃業届を提出していて、新たに税務署に開業届を提出して、事業を行う場合は、創業となります。

5 対象経費について

Q5-1 リフォームと増築を一緒に行う場合は、助成の対象になりますか。

A5-1 増築費用は対象になりません。助成対象となる工事は店舗や事務所の外装工事や内装工事等のリフォームにかかる部分で、50万円（税抜）未満の金額のものとなります。

Q5-2 60万円の機械装置を購入する場合は、50万円まで助成金を充てることができますか。

A5-2 50万円（税抜）未満の機械装置を購入する場合に充てることができます。単価50万円（税抜）以上の装置の購入は対象になりません。

Q5-3 既に雇用している従業員の人件費は対象となりますか。

A5-3 助成金の交付決定以後に支払う人件費（給与、賃金、通勤手当）であれば、対象になります。

Q5-4 社会保険料等の事業主負担分については、助成対象経費になりますか。

A5-4 助成対象になります。

Q5-5 募集要項別表の助成対象経費に記載のある費目以外の経費は認められませんか。

A5-5 原則として列挙した経費に対する助成となります。ただし、業種によってはその他必要な経費もあると考えられますので、別途ご相談ください。

Q5-6 助成対象経費については、人件費に助成金150万円全額を充当してもかまわないですか。

A5-6 事業の趣旨からすると、創業に要する経費の全体が見えることが大事ですので、人件費への充当は半分程度に抑えていただき、残りを他の費目で活用するようにしてください。

Q5-7 購入する機械装置は、中古品でもよいですか。

A5-7 新品（正規品）との価格の比較により、取得にかかる経費が適当と判断される場合には、対象となります。

Q5-8 交付申請書の助成事業の経費明細に記入した金額と、最終的な金額とは、一致しないといけませんか。

A5-8 対象経費内での変更であれば一致しなくとも構いません。なお、事業内容自体を大幅に変更する場合は、変更承認手続きが必要となります。

Q5-9 個人事業主と生計を一つにする家族は、人件費の対象外となるようですが、家族の範囲はどこまでですか。

A5-9 三親等以内の親族とします。

Q5-10 パソコンのソフトウェア（土木建築用など）の購入費は対象になりますか。

A5-10 対象となりますが、金額は 50 万円（税抜）未満のものとなります。

Q5-11 試供品やサンプル品の試作、開発段階の経費は認められますか。

A5-11 認められます。但し、販売することは認められておりませんので注意してください。

6 審査について

Q6-1 選定基準はどのようになっていますか。

A6-1 ①被災地復興への寄与度、②事業の目的・動機、③事業内容、④事業実現の 4 つの視点を重点的に評価基準として選定します。

Q6-2 助成の交付決定にあたっての優先順位には、会社の規模等に関係ありますか。

A6-2 企業の規模は直接関係しませんが、上記 A6-1 に記載する 4 項目を重点的に選定する際の判断材料になることがあります。

Q6-3 事業者が被災者の場合、優先的に助成を受けられるということはありませんか。

A6-3 審査委員の評価においては、上記 A6-1 に記載する 4 項目を重点的に選定が行われますが、判断材料として考慮されることもあります。

7 助成金交付について

Q7-1 助成対象期間はいつからいつまでですか。また、2 年目の助成対象期間については、どのようになりますか。

A7-1 初年度は交付決定日から翌年の 3 月末までの期間となります。
2 年目の助成対象期間は 4 月からの 12 か月間となります。

Q7-2 助成が決定してから交付までの最短期間はどれくらいですか。また、精算払いはいつ行われますか。

A7-2 交付決定日から 2 ヶ月経過後に、それまでの支払金額に応じて、各年度 1 回だけ 120 万円を上限に概算払をすることができます。残額は年度末において精算払となりますが完了報告書の提出から助成金の支払いまで 1 ヶ月程度を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

Q7-3 今年度は何件の採択を予定していますか。

A7-3 1件150万円を上限に、15件を予定しています。なお、来年度以降の実施については、決定次第当機構ウェブページやチラシ等でお知らせします。

8 添付資料について

Q8-1 創業後数ヶ月の会社ですが、財務諸表を添付しなければなりませんか。

A8-1 決算期を迎えていなければ不要ですが、試算表を提出願います。

Q8-2 会社パンフレットを作成していないのですがどのような物を添付すればよいですか。

A8-2 会社の事業等がわかる資料を提出願います。

Q8-3 個人事業主の場合は、青色申告書か白色申告書の写しを提出するということですか。

A8-3 創業している個人事業主の場合は、直近2ヶ年の青色、白色いずれかの申告書の写しを添付してください。

9 その他

Q9-1 採択された際には企業名を公表することとなっていますが、どういう方法になりますか。

A9-1 助成金の交付決定後に、当機構のウェブページで公表する予定です。公表する項目は、企業名等、代表者名、助成事業テーマ、所在地、業種、設立年月、資本金、従業員数です。

Q9-2 これまでの募集で採択されなかった場合、今回の募集に応募できますか。

A9-2 応募できます。事業計画を練り直した上でご応募ください。